

平成19年6月29日

平成19年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

日 時 平成19年5月18日（金） 13:00～15:00
場 所 新潟県消費生活センター研修室（新潟ユニゾンプラザ内）
講演者 全国消費者団体連絡会事務局長 神田 敏子
参加人員 23名

1 講演内容の概要について

【テーマ】「消費者の身近な安全・安心の確保に向けて市町村に期待すること」

(1) 暮らしをめぐる安全問題の現状

各事例を挙げて説明した。

- ・消費者をめぐる問題について

多重債務、保険金不払い、食品の安全・安心など

- ・施設や製品をめぐる問題について

（施設）アスベスト問題、プールでの死亡事故、耐震強度偽装、エレベーター・回転ドアの事故など

（製品）石油温風暖房機、ガス瞬間湯沸器、浴室暖房乾燥機、シュレッダーなど

(2) 消費生活用製品安全法の改正

製造事業者・輸入事業者は重大事故を知った日から10日以内の報告義務がある。

* 重大事故とは.....死亡、全治30日以上、怪我や障害が残る事故、火災、一酸化炭素中毒。

公表基準が明確になった。

製品に原因があると疑われる場合 メーカー名、商品名、事故内容を公表する。

製品が原因かどうか不明の場合 1週間以内に一般製品名、事故内容を公表する。

(3) 国民生活審議会・総合企画部会の報告案

身近な場における安全の確保と事後救済の充実により、安心できる社会を実現するのが目標である。

目標達成のためには、官と民との新たなパートナーシップの確立、規制緩和が必要である。

公的施設の管理については、価格だけでなく、安全・安心の観点から総合評価をし、民間の質を確保して選定する。

行政事務代行型機関には、実際に利用する法人から自治体へ直接連絡がいくシステム（目安箱のようなもの）が必要ではないか。

(4)安全な生活のために、消費者・消費者団体に求められること

消費者の役割・責任としては、泣き寝入りせずメーカー、公的機関等へ情報提供する。情報（TV、新聞など）の読み取り力をつける。

消費者団体は、政策づくりへの参画、企業評価、表示方法のチェック、事業者・行政との連携など幅広い役割が求められている。

(5)地方消費者行政に期待すること

行政処分だけでは被害解決につながらないので、苦情処理委員会や消費者被害救済委員会などの活用を工夫する。

消費生活相談員の人材育成に努め、スキルアップに力を入れる。

市町村の消費相談の対応を充実するためには、支援が必要である。各自治体とも財政事情が厳しいのはわかるが、相談窓口開設のための支援、相談員ら対象とした研修の開催を継続して行ってほしい。

2 受講者からの質問と回答（主なもの）について

質問なし

新潟県県民生活・環境部県民生活課

（注）この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。